

### 第3章

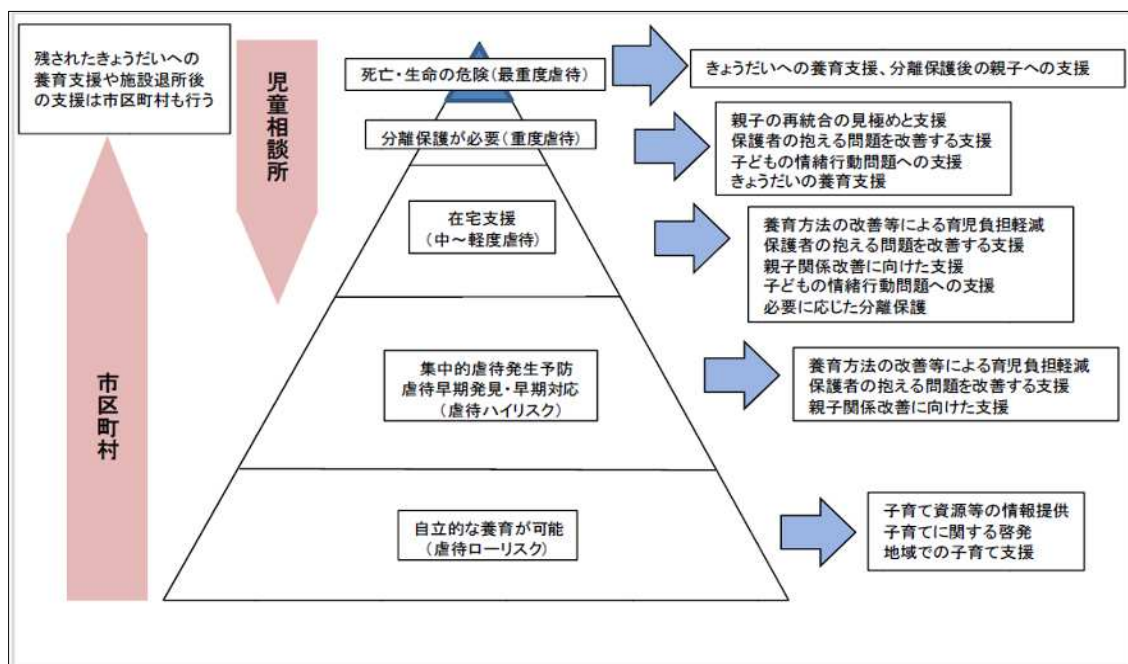
#### 子ども虐待への対応 - 連携・協働を中心に -

##### 1 都道府県と市町村との役割

児童福祉法により、児童相談所は、専門的な知識及び技術が必要な相談に応じ、立入り調査や一時保護、児童福祉施設への入所等の措置を行い、また市町村に対し必要な援助を行うこととしています。一方、市町村は子育て家庭の相談に応じ、要保護児童の通告先となっています。また、市町村は専門的知識や技術を必要とする相談の場合は、児童相談所の援助・助言を求めます。(児童福祉法第10条、第11条及び第12条)

子ども虐待の対応は、自立した育児が可能な虐待リスクから生命の危険等の最重度虐待までのレベルの異なる事例への対応が含まれ、これらに対する児童相談所と市町村の役割は図1「虐待の重症度等と対応内容及び児童相談所と市区町村の役割(佐藤拓代 2008より一部改変)」のように整理できます。これにより、虐待に至っていないが虐待のリスクが高い子育ての支援、保護者からの相談の中に虐待事例を発見した場合の対応、虐待通告がなされた事例への対応など、これらの支援については虐待のレベルとステージを分けて考えることができます。

(図1：虐待の重症度等と対応内容及び児童相談所と市区町村の役割)



その他、岡山県では、平成19年に倉敷で発生した死亡事故の検証等を行い、その意見を踏まえて図2「子ども虐待にかかる支援の目安」を作成しています。介入時点での判断をハイリスクから最重度という分類ではなく、要支援レベル1から要支援レベル5として、そのレベルと連動する形で、市町村と児童相談所が法律等で定義された支援を行う目安や機関連携のあり方が一目でわかるようにしたものです。

(図2：子ども虐待にかかる支援の目安)

要支援 レベル	介入時点での判断	市町村		児童相談所	
		支援及び連携の目安		支援の目安	機関連携
レベル5	危機介入により、職権一時保護等の法的対応が必要	原則的に児童相談所へ送致  (子どもの状況により警察や医療機関等へ連絡)	3号措置若しくは法的対応	家庭裁判所 28条 33条の7 警察 情報提供	
レベル4	当面、在宅の支援を行うが、親子分離や法的介入を視野に入れた支援が必要				
レベル3	在宅での支援を基調としながら一時的な施設利用等を考慮した支援が必要	原則的に市町村による継続支援  必要性があり、且つ要件を満たせば児童相談所へ送致	市町村からの送致は原則的に2号措置で対応	警察 情報提供	
レベル2	在宅で地域ネットワークによる経過観察と育児支援等が必要	市町村による継続支援 (情報提供・判定依頼)	市町村の後方支援		
レベル1	今後、要支援レベル2へ移行するおそれがあり、育児支援や地域の子育て支援活動等が必要	市町村による継続支援 (情報提供・判定依頼)	市町村の後方支援		

改訂 市町村子ども虐待対応ガイドライン 子どものくらしの安定に向けたよりよい協働のために 岡山県 平成25年2月

「介入時点」とは、「調査の結果に基づいて通知の評価を行い、具体的な支援を検討する時点」のことである。

「支援レベル」は、事案の状態により変動する。そのため、定期的な見直しが必要である。

2号措置 = 児童福祉法第27条第1項2号措置（児童福祉司等による指導）

3号措置 = 児童福祉法第27条第1項3号措置（児童福祉施設入所及び里親委託）

## 2 市町村の役割

### (1) 市町村の業務

「児童福祉法」の一部が改正され、平成17年4月から、市町村が子ども虐待を含む児童家庭相談の一義的な機関として位置づけられました。

改正児童福祉法によると、市町村は児童および妊婦の福祉に関し、

必要な実情の把握に努めること

必要な情報の提供を行うこと

家庭その他からの相談に応じ、必要な調査及び指導を行うこと

とされています。

#### 児童福祉法

【市町村の業務】

第十条 市町村は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

- 一 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な実情の把握に努めること。
- 二 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な情報の提供を行うこと。
- 三 児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他からの相談に応じ、必要な調査及び指導を行うこと並びにこれらに付随する業務を行うこと。

市町村長は、前項第三号に掲げる業務のうち専門的な知識及び技術を必要とするものについては、児童相談所の技術的援助及び助言を求めなければならない。

市町村長は、第一項第三号に掲げる業務を行うに当たって、医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を必要とする場合には、児童相談所の判定を求めなければならない。

市町村は、この法律における事務を適切に行うために必要な体制の整備に努めるとともに、当該事務に従事する職員の人材の確保及び資質の向上のために必要な措置を講じなければならない。

### (2) 通告児童等に対する対応

通告は、近隣、親戚、友人、関係機関など、虐待の疑いのある家族と子どもの周辺にいる人からの電話がほとんどです。匿名のことが多く、迷いながら思いあまってかけてきていることが多いので、情報提供者が「通告してよかった」と思えるような丁寧な対応を行うことが大切です。

虐待に関しては、相談もすべて通告として扱います。

学校や保育所、母子保健の関係者等、親との関係を軸に子どもに接している機関では、虐待状況を疑いながらも、親との関係の悪化を危惧するあまり、日が経過し、事故が発

生して初めて通告することがあります。子どもの安全のために、速やかに通告し、子どもの安全に全力を尽くすことが大切です。

虐待者から相談が寄せられることもあります。電話での場合がほとんどで、内容は育児上の行き詰まりや悩みなどです。そのような場合は、悩みに寄り添う形で具体的な支援に結びつけていくよう対応します。しかし、虐待者本人が「自分の行為は誤っている」と自覚し悩んでいても、結果的にひどい虐待に及んでしまう場合もありますので、子どもの生命の危険度を判断しながら対応する姿勢が必要です。

虐待を受けている子どもからの相談もあります。普通に相談する子もいますが、内容が普通では考えられないような話や矛盾がある話の場合、友達に成り代わり話したりする場合など、真実性が疑われることもあります。しかし、内容的に緊急性が高く、子ども自身が今すぐ何とかしてほしいと訴えることもあるので、具体的に会える手だてを話し合うなど丁寧に耳を傾けることが大切です。

警察や病院からの通告には具体的な所見があり、面接の設定など強力な支援が期待できる場合もあるので、速やかに連携をとっていきます。

#### ア．通告の受付（文書・電話・来所）

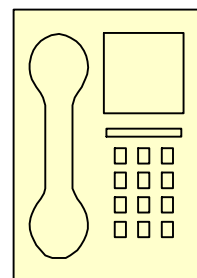
来所の場合は、まず相談票に記入してもらいます。

電話では『いつ・どこで・だれが・だれに・なにを・どのようにしているか』、いわゆる 5W1H を念頭に置きながら聴き取ります。相手の自発的な表現を大切に、根掘り葉掘りの印象を持たれないように気をつけます。

電話での通告は、保留や転送をしていると通告者の決心が萎えてしまうことがあります。できるだけ受けた人が、虐待通告受理票に直接書いていくことを原則とします。

< 聞き取る事項：太字下線は必須 >

- ・ **虐待されている又は疑いのある子どもの氏名**
- ・ 子どもの年齢、通っている保育所や学校名
- ・ **虐待に関する子どもの状況（どのように扱われているか）**
- ・ **現在の状況（安全な状態かどうか）**
- ・ **通告された保護者の氏名、住所、電話番号**
- ・ 家族構成（他のきょうだい、親、親族、同居人等）
- ・ 生活状況（暮らしぶり）
- ・ 通告者の氏名・連絡先（主に電話）（匿名を希望される場合もあります）



### (ア) 受付での留意点

不明瞭な点が多いと対応できないことがあるので、「もう少し詳しく教えてください」「秘密は絶対守ります」等の対応をしながら概況を捉えるようにします。

匿名の通告では「通告した家庭とはどういう関係ですか」「どのようにしてそれを知ったのでしょうか」などの状況を聴き取るようにします。

通告者自身の希望、調査や相談に協力してくれそうな人の存在などを訊ねておきます。通告者が対応内容や結果を知りたがるときは、一緒に協力してもらう場合を除いては、「家庭のプライバシーに立ち入るので、申し訳ありませんが詳しくお話しできません」等の対応をします。そのときに通告への感謝と、ひき続きの「見守り」を改めてお願いします。

### (イ) 夜間・休日の緊急対応

原則として、市町村で、夜間・休日でも担当者につながる体制を整えておきます。宿直者、警備員などから連絡を受けた担当者は、通告者に電話をかけるなどして、直接、通告内容を聞き取るようにします。

内容に危険性や緊急性が低い場合は、勤務時間内に対応することとしますが、様子がよくわからない場合は、複数での訪問による安全確認を考慮します。危険性や緊急性がうかがわれる場合は、警察への通報も検討し、児童相談所と連絡をとって行動します。

いずれの場合も、上司に報告し、機関としての判断により対応します。

### (ウ) 通告直後の情報収集のポイント

住民基本台帳による家族構成の把握

生活保護や医療、福祉など生活関連情報の確認

保健師、相談員等の持つ情報

教育委員会の情報

ゆとりがあれば保育所・幼稚園や学校へ問い合わせを始めてもよいのですが、初期調査は緊急度に重点を置くため、とりあえず得られる情報で構いません。守秘は極めて大切なので、役場内に知れ渡るような調査の仕方をしないように気をつけます。

児童相談所においては、通告から 48 時間以内に安全確保を行うこととしています。市町村も同様の取り扱いをすることが望まれます。

別紙 1 は、児童相談所で使用している児童虐待通告受理票です。（また、別紙 2～7 は、児童相談所で使用している、電話調査・訪問調査の調査時の書式です。ご参照ください。）

(別紙1)

(新規・再開)(電話・来所)

(ケースNo. - )

児童虐待通告受理票

聴取者

受理年月日	平成 年 月 日( )	午前・午後	時 分 ~
被虐待児	ふりがな 氏名	生年月日	平成 年 月 日( 歳) 男・女
	住所	電話	
	就学状況	未就学	保・幼・小・中・高校・支援 年 組 担任名
保護者	ふりがな 氏名	続柄	子どもとの関係
	職業	生年月日	昭和・平成 年 月 日( 歳)
		住居	戸建(持ち家・借家)・アパート・公住宅
虐待者		虐待種別	身体/性的/ネグレクト/心理
虐待状況及び家族の状況	誰からいつどうされた程度は頻度はいつから		家族構成
	今の状況はどうか 児童を見たことがあるか・様子は		ジェノグラム  ・親の人柄等
情報源と保護者の了解	・実際に目撃した・悲鳴や音等を聞いて推測した・関係者( )から聞いた ・保護者にこの通告を知らせている(承知・拒否・ )・知らせていない ・この情報は他に知らせてない・ある(警察・市役所・学校等・民生委員・ )		
通告者	氏名	( 歳くらい) 男・女 印象( )・匿名希望	
	住所	電話	
	関係	家族・親戚・近隣・知人・児童本人・福祉事務所・町役場(援助依頼・送致)・児童委員・保健所・ 医療機関・保育所・児童福祉施設・警察等・学校等(幼稚園・小・中・高・支・教委)・その他( )	
	通告意図	子どもの保護・調査・相談・その他( )	
	調査協力	調査協力(諾・否) 当所からの連絡(諾・否)	
通告者への対応	・児童相談所で実態把握する・その他 ・受理会議( 年 月 日) 緊急性・即判断が要求され、随時実施する 対応方針		
受理会議結果	一時保護所(中央・都留)・一時保護委託(委託先 )		
所内対応	市の情報(住基・健診・予防接種・民生委員等)	安全確認	調査(保・幼・小・中・高校・その他)
	他機関へ状況把握を依頼、もしくは紹介した場合、その結果を確認して記録する		
決裁	所長	副所長	次長
	対策幹	課長	協力員
			担当

(別紙2)

年 月 日( ) :	*	_____	保育園・幼稚園へ電話調査。 聴取者 印
・児童名:	_____	園長_____	先生 主任_____
・ケースの概要説明	_____	担任_____	先生 クラス名_____
<b>&lt;子どもの様子&gt;</b>			
・今日登園は... している・いない	_____	欠席の連絡 有・無	欠席理由
普通の登園状況			
・送迎... am : ~pm :	_____	誰が	どうやって(徒歩・自転車・園バス・車・ )
送迎時の様子			
・表情... 暗い・明るい・普通	_____	_____	感情の起伏... ある・ない
どんな性格			
・友人関係	_____	_____	攻撃性
・知的障害... ある・ない・疑い	_____	_____	発達障害... 注意欠陥 ・ 落ち着きがない
			こだわりがある ・ 空気読めない
・体型... 身長は 低い・標準・高い	_____	_____	体格は 痩せている・標準・太っている
・健康... 傷・アザ等は ある・ない	_____	_____	どんな様子、頻度、本児の話、保護者の話、園の対応
	_____	_____	病気等は ある・ない
・衛生... 風呂 入っている・いない	_____	_____	衣類が洗濯してある・してない
季節や身体に合わない服装をして いる	_____	_____	いない
・家での食事... 食べている・食べてない	_____	_____	昼食... 弁当・給食 食べない・普通・飢えたように食べる
・親との関係性... 帰りしぶり	_____	_____	親や家の話が出る 大人の顔を窺う
<b>&lt;保護者について&gt;</b>			
<b>母...仕事:</b>			
服装:地味・常識的・派手 (奇抜・不良っぽい・汚い)			
印象:優しそう・普通・険しい・無表情・疲れている			
性格:攻撃的・横柄・常識的・精神的に不安定そう・控えめ			
子どもとの関係性... 支配と服従、放任、過度の密着			
(エピソード)			
<b>父...仕事:</b>			
服装:地味・常識的・派手 (奇抜・不良っぽい・汚い)			
印象:優しそう・普通・険しい・無表情・疲れている			
性格:攻撃的・横柄・常識的・精神的に不安定そう・控えめ			
子どもとの関係性... 支配と服従、放任、過度の密着			
(エピソード)			
<b>当職から</b>			
守秘義務の依頼。内々の調査なので、本児や保護者には電話があったことを伏せておいて欲しい。			
気になること(不審なキズやアザ等ある・親から何かされたという心配な話をしている・連絡なく何日も休んでいる等)があった時は写真や具体的に記録して欲しい。その際当所( )宛に連絡して欲しい。			

(別紙3)

年 月 日( ) :	*	小学校・中学校・高校へ電話調査。 聴取者 印
・児童名:	校長 _____ 先生	学年主任 _____ 先生
・ケースの概要説明	担任 _____ 先生	クラス名 _____ (情緒・知的)
<b>&lt;子どもの様子&gt;</b>		
・今日登校は... している・いない 普段の登校状況	欠席の連絡 有・無	欠席理由
・表情... 暗い・明るい・普通 どんな性格		・感情の起伏... ある・ない
・友人関係		・攻撃性
・知的障害... ある・ない・疑い		・発達障害... 注意欠陥 ・ 落ち着きがない こだわりがある ・ 空気読めない
・学習状況...		
・体型... 身長は 低い・標準・高い		体格は 痩せている・標準・太っている
・健康... 傷・アザ等は ある・ない 病気等は ある・ない	どんな様子、頻度、本児の話、保護者の話、園の対応	
・衛生... 風呂 入っている・いない 季節や身体に合わない服装をして いる ・ いない		衣類が洗濯してある・してない
・家での食事... 食べている・食べてない	・昼食... 弁当・給食	食べない・普通・飢えたように食べる
・親との関係性... 帰りしづり	親や家の話が出る	大人の顔を窺う
<b>&lt;保護者について&gt;</b>		
母...仕事:		家庭訪問の様子
服装: 地味・常識的・派手 (奇抜・不良っぽい・汚い) 印象: 優しくそう・普通・険しい・無表情・疲れている 性格: 攻撃的・横柄・常識的・精神的に不安定そう・控えめ 子どもとの関係性... 支配と服従、放任、過度の密着 (エピソード)		
父...仕事: 服装: 地味・常識的・派手 (奇抜・不良っぽい・汚い) 印象: 優しくそう・普通・険しい・無表情・疲れている 性格: 攻撃的・横柄・常識的・精神的に不安定そう・控えめ 子どもとの関係性... 支配と服従、放任、過度の密着 (エピソード)		
当職から 守秘義務の依頼。内々の調査なので、本児や保護者には電話があったことを伏せておいて欲しい。 気になること(不審なキズやアザ等ある・親から何かされたという心配な話をしている・連絡なく何日も休んで いる等)があった時は写真や具体的に記録して欲しい。その際当所( )宛に連絡して欲しい。		





(別紙5)

年 月 日( ) : * _____ 病院へ( 訪問・電話 )調査。 記録者 印	
・児童名: _____	病院: _____ 医師
・ケースの概要説明	児相: _____
<b>&lt; 受診の経過 &gt;</b> 受診日 誰と  使用した保険... 国保・社保 (会社名: _____ ) <b>&lt; 受傷・発症の保護者の説明 &gt;</b> いつ どんなふうに どうなった 誰が気付いた	<b>&lt; 過去の通院歴 &gt;</b>         <b>&lt; 受傷・発症の子どもの説明 &gt;</b> いつ どんなふうに どうなった
<b>&lt; 怪我や疾患の状況 &gt;</b>	<b>&lt; 受診日の治療・服薬等 &gt;</b>
<b>&lt; 医師の見立て &gt;</b> どのようなことが考えられるか。	<b>&lt; 今後の通院・治療 &gt;</b>
<b>&lt; 子どもの様子 &gt;</b> 服装 表情	
<b>&lt; 保護者について &gt;</b> 母...服装: 地味・常識的・派手 (奇抜・不良っぽい・汚い) 印象: 優しくそう・普通・険しい・無表情・疲れている 性格: 攻撃的・横柄・常識的・精神的に不安定そう・控えめ  父...服装: 地味・常識的・派手 (奇抜・不良っぽい・汚い) 印象: 優しくそう・普通・険しい・無表情・疲れている 性格: 攻撃的・横柄・常識的・精神的に不安定そう・控えめ 当職から 守秘義務の依頼。内々の調査なので、本児や保護者には調査があったことを伏せておいて欲しい。	<b>&lt; 保護者エピソード &gt;</b>

(別紙6)

年 月 日( ) :	* _____	保育園・幼稚園へ訪問調査。
		当所訪問者 _____ 印
・児童名: _____	園長 _____	先生 _____ 主任 _____ 先生 _____
・ケースの概要説明	担任 _____	先生 _____ クラス名 _____
<b>&lt;子どもの様子&gt;</b>		
・入園時期、経過		
・今日登園は... している・いない 欠席の連絡 有・無 欠席理由		
・普段の登園状況(利用曜日)		
・送迎... am : ~pm :	誰が _____	どうやって(徒歩・自転車・園バス・車・ _____ )
送迎時の様子		
・表情... 暗い・明るい・普通	・感情の起伏... ある・ない	
どんな性格		
・友人関係	・攻撃性	
・知的障害... ある・ない・疑い	・発達障害... 注意欠陥 ・ 落ち着きがない こだわりがある ・ 空気読めない	
・体型... 身長は 低い・標準・高い	体格は 痩せている・標準・太っている	
_____ cm (測定時期 _____)		
_____ kg (測定時期 _____)		
・健康... 傷・アザ等は ある・ない	どんな様子、頻度、本児の話、保護者の話、園の対応	
病気等は ある・ない		
虫歯は ある・ない		
・衛生... 風呂 入っている・いない	衣類が洗濯してある・してない	
季節や身体に合わない服装をして いる ・ いない		
・家での食事... 食べている・食べてない	・昼食... 弁当・給食	食べない・普通・飢えたように食べる
・親との関係性... 帰りしぶり	親や家の話が出る	大人の顔色を窺う

### <保護者について>

#### 母...仕事:

服装: 地味・常識的・派手 (奇抜・不良っぽい・汚い)  
印象: 優しそう・普通・陰しい・無表情・疲れている  
性格: 攻撃的・横柄・常識的・精神的に不安定そう・控えめ  
子どもとの関係性... 支配と服従、放任、過度の密着  
(エピソード)

#### 父...仕事:

服装: 地味・常識的・派手 (奇抜・不良っぽい・汚い)  
印象: 優しそう・普通・陰しい・無表情・疲れている  
性格: 攻撃的・横柄・常識的・精神的に不安定そう・控えめ  
子どもとの関係性... 支配と服従、放任、過度の密着  
(エピソード)

- ・保育料...滞納 あり・なし
- ・連絡帳等...
- ・持ち物や提出物...
- ・他の保護者との関わり...
- ・行事の参加状況...
- ・家の状況に関する情報(家庭訪問等)

### <エピソード>

#### 当職から

守秘義務の依頼。内々の調査なので、本児や保護者には調査があったことを伏せておいて欲しい。  
気になること(不審なキズやアザ等ある・親から何かされたという心配な話をしている・連絡なく何日も休んで  
いる等)があった時は写真や具体的に記録して欲しい。その際当所( )宛に連絡して欲しい。

(別紙 7)

年 月 日( ) :	*	小学校・中学校・高校へ訪問調査。
当所訪問者		印
・児童名:	校長 _____ 先生 _____ 学年主任 _____ 先生 _____	
・ケースの概要説明	担任 _____ 先生 _____ クラス名 _____	(情緒・知的)
<b>&lt;子どもの様子&gt;</b>		
・入学、転入時期		
・今日登校は... している・いない 欠席の連絡 有・無 欠席理由		
・普段の登校状況...		
・学童保育等の利用... ある・ない		
・表情... 暗い・明るい・普通 感情の起伏... ある・ない どんな性格		
・友人関係 攻撃性		
・知的障害... ある・ない・疑い 発達障害... 注意欠陥 ・ 落ち着きがない こだわりがある ・ 空気読めない		
・学習状況...		
・体型... 身長は 低い・標準・高い 体格は 痩せている・標準・太っている _____ c m (測定時期 _____) _____ k g (測定時期 _____)		
・健康... 傷・アザ等は ある・ない どんな様子、頻度、本児の話、保護者の話、園の対応 病気等は ある・ない 虫歯は ある・ない		
・衛生... 風呂 入っている・いない 衣類が洗濯してある・してない 季節や身体に合わない服装をして いる ・ いない		
・家での食事... 食べている・食べてない ・昼食... 弁当・給食 食べない・普通・飢えたように食べる		
・親との関係性... 帰りしぶり 親や家の話が出る 大人の顔色を窺う		

<保護者について>

母...仕事:

服装: 地味・常識的・派手 (奇抜・不良っぽい・汚い)  
印象: 優しそう・普通・陰しい・無表情・疲れている  
性格: 攻撃的・横柄・常識的・精神的に不安定そう・控えめ  
子どもとの関係性... 支配と服従、放任、過度の密着  
(エピソード)

父...仕事:

服装: 地味・常識的・派手 (奇抜・不良っぽい・汚い)  
印象: 優しそう・普通・陰しい・無表情・疲れている  
性格: 攻撃的・横柄・常識的・精神的に不安定そう・控えめ  
子どもとの関係性... 支配と服従、放任、過度の密着  
(エピソード)

・ 準要保護を... 受けている ・ 受けていない

・ 滞納金等... あり・なし

・ 持ち物や提出物...

・ 他の保護者との関わり...

・ 行事の参加状況...

・ 家庭訪問の様子... 実施・未実施

(いつ・在宅していた人)

(家の様子)

(話の内容)

(親子の様子)

・ 個別懇談の様子...

<エピソード>

当職から

守秘義務の依頼。内々の調査なので、本児や保護者には調査があったことを伏せておいて欲しい。  
気になること(不審なキズやアザ等ある・親から何かされたという心配な話をしている・連絡なく何日も休んで  
いる等)があった時は写真や具体的に記録して欲しい。その際当所( )宛に連絡して欲しい。

## イ．緊急受理会議の開催

虐待通告はすべて緊急として、緊急受理会議を開きます。会議には機関としての判断ができる人をメンバーに入れておきます。判断ができる人がその場にはいない場合は電話連絡等で柔軟に行います。初期調査と並行してメンバーを招集し、原則として通告受付後1時間以内に開きます。

子ども虐待は虐待されている子どもの命に関わることがありますから、連絡、調査、会議の進行など速やかに行うことが重要です。

### (ア) 目的

緊急性、送致の必要性を判断します。

調査方法(子どもの安全確認の方法)の検討をします。

### (イ) 方法

フローチャート(図1)を活用して判断します。

危険性が高い場合は、直ちに児童相談所へ援助依頼、連携対応ないし送致を決定します。

内容が不明の場合は、とりあえず危険度を高く評価します。

危険性が低い場合は、周辺の調査の継続と個別ケース検討会議開催の要請を要保護児童対策地域協議会の事務局(要保護児童対策調整機関)に行います。

## ウ．調査(安全確認)、情報の収集

通告を受けた子どもの安全確認と通告者や関係機関等へ調査を行います。このとき、次のことを留意します。

(ア) 電話による調査ではなく、複数の職員が直接出向いて調査を行います。それは、誤解や「言った、言わない」の争いなどのトラブルを避けるためです。子どもの安全確認は目視によります。

(イ) 子どもの所属機関(学校・保育所・幼稚園等)への訪問は必須です。

子どもが学校や保育所等に通っていたり、継続的に子どもや家庭に関わっている人がいたりする場合には、懸念される内容について十分理解を求めた上で、当面の安全確認を依頼することができます。

(ウ) 家庭訪問をする場合は、計画的に行います。

(エ) 通告者や関係機関等への調査は、情報管理に注意を払い、あとで説明できるような調査を行います。

## (オ) 主な情報源と確認できる内容

**福祉事務所**：生活保護の受給の有無、各種手当での受給状況

**保健センター**：母親の妊娠中の状況、子どもの乳幼児健診等の受診状況

**民生委員・児童委員、主任児童委員**

：近所の評判や家庭内の雰囲気、家庭の生活パターン等

**学校や保育所、幼稚園等**：日常的な子どもの様子や最近の変化などの情報

**きょうだいの通う学校や保育所、幼稚園等**

：日常的な子どもの様子や最近の変化などの情報

**医療機関**：慢性疾患があったり、日常的・継続的に診察を受けている医療機関があれば、病歴だけでなく、家庭内の様子を把握している場合がある。

**警察**：子ども虐待の相談受理状況や対応等の確認、保護者の情報

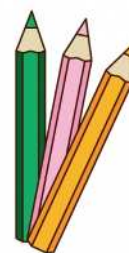
**児童相談所**：一時保護・施設入所・相談歴や現在の関わりを確認

**児童館**：普段の子どもの様子や保護者の状況

**放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）**：基本的な生活の様子や送迎等の状況

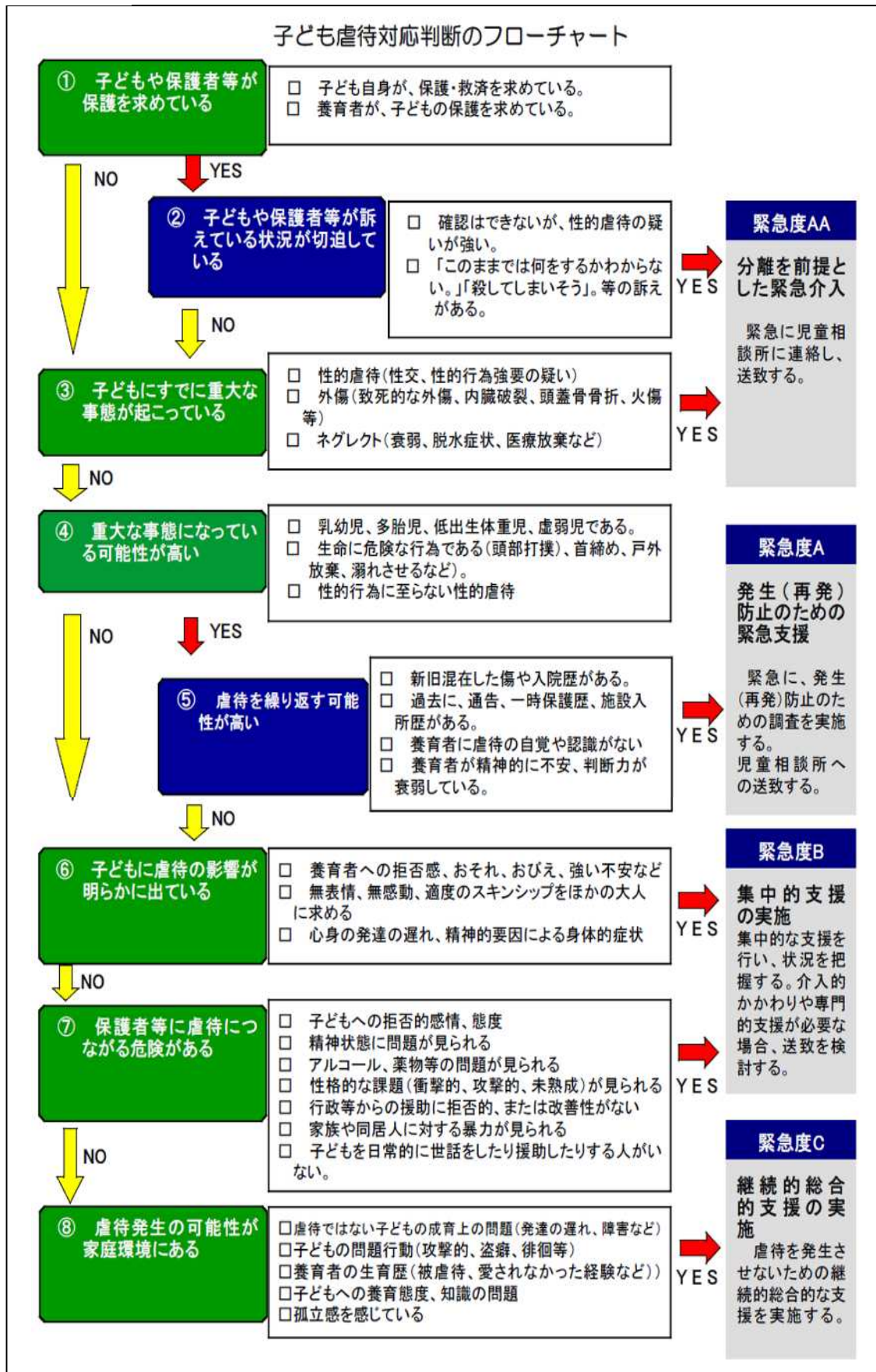
**教育委員会（スクールソーシャルワーカーなど）**：提供可能な諸情報

不適切な情報提供や行動があると、情報が外部に漏れたり、変なうわさや誤解が生じたりして、子どもや保護者を傷つけます。このため、子どもや親のケア、虐待の再発防止に向けた支援関係を閉ざされてしまうおそれが生じてきます。虐待する親は、それなりの理由があったのだろうと思いを巡らせながら、慎重に取り組みます。





(図1)



### (3) 要保護児童対策地域協議会の運営

平成 16 年に児童虐待防止法が改正されるまで、子ども虐待の対応は児童相談所の仕事でした。しかし、改正後は市町村が第一義的な通告先に位置づけられ、現在では前述のとおり、児童相談所と市町村とが二層構造で対応する仕組みになっています。

そのような中、市町村では、子ども虐待など、支援を必要とする子どもへの対応の中核となる要保護児童対策地域協議会の設置が進められてきました。山梨県では、すべての市町村が設置しています。

なお、平成 22 年 3 月 31 日雇児発 0331 第 6 号で要保護児童対策地域協議会設置・運営指針について、厚生労働省、警察庁、法務省及び文部科学省の関係局が連携して作成しておりますので、それを参考にしてください。

[http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo\\_kosodate/dv/dl/120502\\_09.pdf](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/dv/dl/120502_09.pdf)

#### ア．要保護児童対策地域協議会とは

平成 20 年の児童福祉法の改正により、要保護児童対策地域協議会を各市町村に設置することが努力義務化されました。

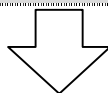
要保護児童対策地域協議会とは、要保護児童の早期発見や適切な保護を図るために、関係機関がその子ども達に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくものです。

#### イ．要保護児童対策地域協議会の構成員の守秘義務と情報提供

要保護児童対策地域協議会に参加する関係機関が、個人情報保護に関する懸念を抱くことがなく情報の共有ができるよう、要保護児童等に関する情報の交換等を行う構成員に守秘義務が課せられました（児童福祉法第 25 条の 5）。また、要保護児童対策地域協議会は、保護を要する子ども等に関する情報の交換や支援の内容に関する協議を行うために必要があると認めるときには、関係機関等に対し、資料または情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができることとされています。

#### 要保護児童対策地域協議会における守秘義務と情報提供 Q & A

Q：要保護児童対策地域協議会の構成員でない関係機関と今後情報交換等を行うことが見込まれる場合は？

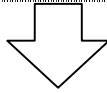


A：守秘義務の関係から、協力要請時に、要保護児童対策地域協議会の構成員になることを要請するのが適当です。

児童福祉法第 25 条の 5

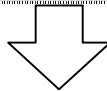
要保護児童対策地域協議会設置・運営指針

Q：他の法令により守秘義務が課せられている医師や地方公務員等が、保護を要する子どもの情報を提供することができますか？



A：児童福祉法第 25 条の 2 の規定に基づき情報を提供する場合には、基本的にはこれらの法令による守秘義務に反することにはなりません。

Q：個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）においては、本人の同意を得ない限り、【 1 】あらかじめ特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱ってはならないとともに、【 2 】第三者に個人データを提供してはならないこととされていますが、要保護児童対策地域協議会での情報提供は違反になりますか？（個人情報の保護に関する法律第 16 条及び第 23 条）



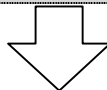
A：個人情報の保護に関する法律において、「法令に基づく場合」は、これらの規定は適用されないとされており、児童福祉法第 25 条の 3 に基づく協力要請に応じる場合は、この「法令に基づく場合」に該当し、個人情報保護法に違反することにはなりません。

#### ウ．要保護児童対策地域協議会を活用した医療・保健・福祉・教育の連携

要保護児童への対応には、医療・保健・福祉・教育などの多面的な連携と協働が必要となります。

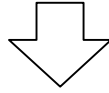
#### 医療・保健・福祉・教育の連携に関する Q & A

Q：若年妊婦の事例や出産直前に母子保健手帳の交付を受けた事例、保護者の心の問題や経済的問題などのリスクが高いと思われる事例の場合は？



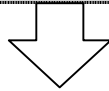
A：直ちに要保護児童対策地域協議会の支援対象として捉え、妊婦に対する家族からの支援や地域における社会資源について確認することが必要です。

Q：新生児訪問や乳児家庭全戸訪問事業で子どもに会えない家庭、乳幼児健康診査未受診家庭の場合は？



A：それらの事業の実施機関において、電話、文書、家庭訪問等により受診に結びつけるとともに、未受診等の理由や背景を把握し、今後の支援や見守りが必要と判断される家庭については、市町村の児童福祉担当部門と母子保健担当部門とで情報共有することが必要です。

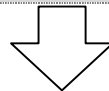
Q：新生児訪問、乳児家庭全戸訪問事業、乳幼児健康診査への勧奨に応じず、家庭訪問によっても子どもに会えない場合は？



A：市町村の児童福祉担当（虐待担当）部門に連絡し、要保護児童対策地域協議会において関係機関で情報を共有します。担当部門では、家庭訪問等により必要な調査を実施し、それでも子どもの安否を確認できない場合には、児童相談所との連携を図って安否の確認に努める必要があります。

【「養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援について」(平成 24 年 11 月 30 日付雇児総発 1130 第 1 号、雇児母発 1130 第 1 号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長通知)】[http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/pdf/121203\\_1.pdf](http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/pdf/121203_1.pdf)

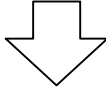
Q：就学時健康診断を受診しない家庭や、学齢に達しても就学しない家庭の場合は？



A：学校や教育委員会が家庭訪問等を通じて状況の把握に努めますが、学校や教育委員会において子どもの所在が確認できない場合には、要保護児童対策地域協議会で情報を共有し適切な対応がとれるようにする必要があります。

また市町村では、以前から妊婦・乳幼児健康診査等を通じて医療機関との連携が図られていますが、今後は支援が必要な者への情報提供や医療機関から市町村への積極的な紹介など、子どもの虐待防止を意識した市町村と医療機関との連携へと、質の向上を図る意識的な取り組みが必要です。さらに、産婦人科、小児科、精神科など複数の医療機関に対して、要保護児童対策地域協議会への参加を要請するなど、日ごろから医療機関との連携強化を図ることが必要です。

Q:医療機関において支援が必要と判断された場合は？



A：虐待が疑われる場合は、通告義務が課せられています。

なお、医療機関は市町村に情報提供を行う場合には、要保護児童及び要支援児童の保護者から同意を得るように努めなければなりません。また、要保護児童対策地域協議会等から情報提供依頼があればそれに応じることができます。

医療機関から情報提供を受けた市町村は、すでに要保護児童対策地域協議会の支援対象児童（事例）になっているかどうかの確認を行い、該当児童（事例）であれば、必要があれば支援の見直しを行う必要があります。

要保護児童対策地域協議会の支援対象ではない事例については、早急に必要な情報の確認を行うと同時に、家庭訪問をし、医療機関からの情報も踏まえて総合的なアセスメントを行って、必要な支援を実施します。その際には、養育支援訪問事業などを積極的に活用したり、ショートステイ等の利用を保護者に提案することが必要な場合もあります。医療機関も市町村に情報提供すれば終わりではなく、要保護児童対策地域協議会と協力して、家庭の抱える困難さに対して医療面からの支援を継続する必要があります。

なお、医療機関との情報提供のあり方については、「児童虐待の防止等のための医療機関との連携強化に関する留意事項について」（平成24年11月30日雇児総発1130第2号・雇児母発1130第2号雇用均等・児童家庭局総務課長・母子保健課長通知）で通知されていますので、それを参考にしてください。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/pdf/dv121203-1.pdf>

要保護児童：保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童

要支援児童：保護者の養育を支援することが時に必要と認められる児童

## エ．在宅における援助と要保護児童対策地域協議会の活用

### （ア）情報の集約

情報は、「伝える」ことから始まりますが、一方的に伝えて終わりではありません。「連携」は互いに協力して同じ目的をもつことであり、責任を共に担うという意識が大切です。

また、子どもや保護者にかかわる関係機関は必要に応じて調整機関に個別ケース検討会議開催を要請することができます。調整機関は、それをうけて個別ケース検討会議を開催し、支援方針の確認を行います。



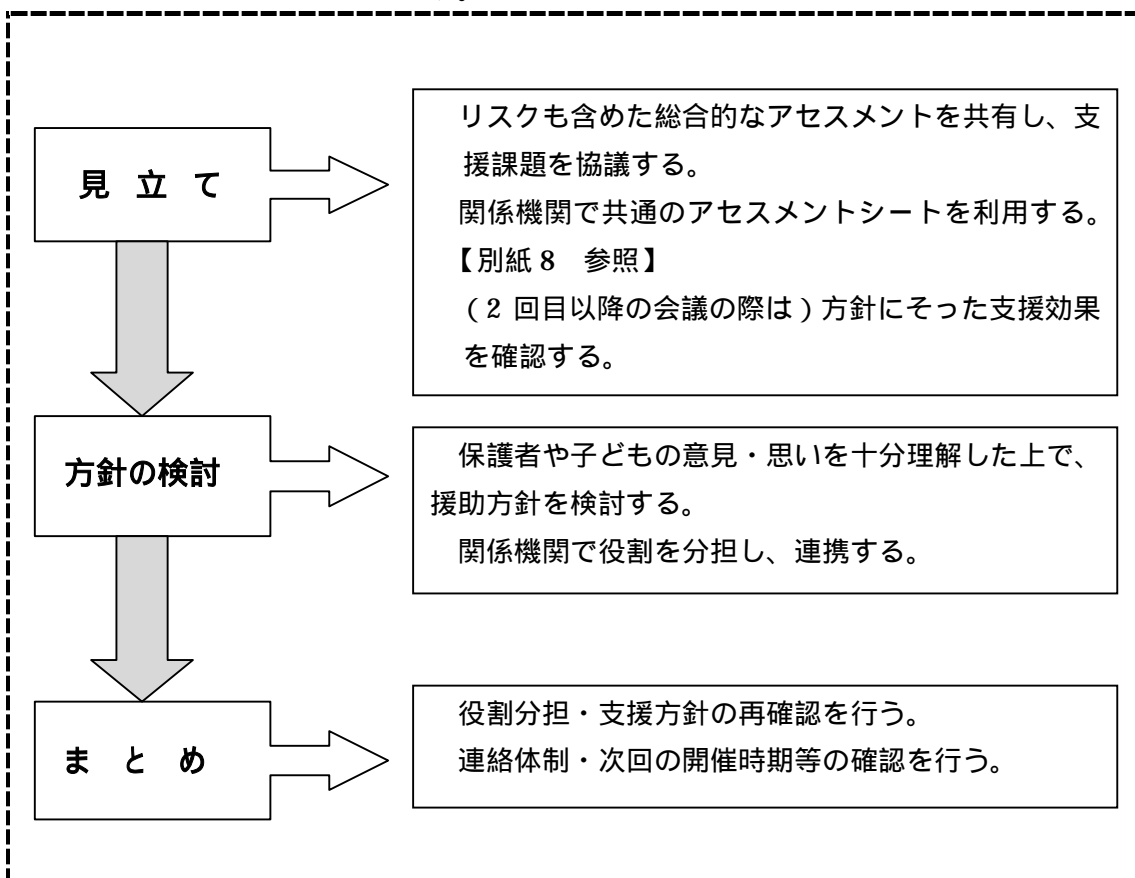
## 【要保護児童対策地域協議会の運営を成功させるポイント】

情報の集約機関の確認  
子どもや家族についての情報の整理  
支援の展開方向の事前協議  
情報管理



### (イ) 個別ケース検討会議のあり方

個別ケース検討会議は、見立て・方針の検討、まとめの順にそれぞれ進められることが望ましいと思います。



### (ウ) 実務者会議における進行管理

要保護児童対策地域協議会では、市町村と児童相談所のケース全体の支援状況を把握しておく必要があります。進行管理については、支援状況と子どもが安心・安全に暮らせているのかを確認します。多くの市町村では、進行管理については実務者会議に併せて3か月に1度実施しています。

#### 【進行管理会議で確認すべきポイント】

新規ケースの確認  
前回からの支援の状況や家族の動き  
リスクレベルの変化  
今後の取り組み方針  
主担当機関の確認



.....

#### 【引用・参考文献一覧】

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課虐待防止対策室『子ども虐待対応の手引き（平成25年8月改正版）』（2013）

岡山県『改定 市町村子ども虐待対応ガイドライン 子どものくらしの安定に向けたよりよい協働のために』（2013）

山梨県福祉専門職研究協会『研究紀要（第1～第11号）』（2003～2013）

(別紙 8)

在宅支援アセスメント		ケース番号	担当者所属氏名	記入日：平成 年 月 日(初回・ 回目)	会議資料・所内資料	
2013年度版		家族構成 実父・養(継)父・内縁男性・実母・養(継)母・内縁女性・祖父・祖母・伯父・叔父・伯母・叔母・きょうだい(異父・異母)				
該当に○	虐待の種類	1 虐待の程度 : 該当レベルに○、あてはまる項目を○で囲んでください				
	身体的	レベル	身体的虐待の例	ネグレクト・養育問題の例		
	ネグレクト	生命	頭部外傷のおそれ 乳児を投げる 踏みつける 窒息の危険 その他の生命に関わる危害行為	病気なのに受診させない 明らかに衰弱 脱水 親子心中を考える 子どもの自殺企図		
	心理的	重度	骨折 打撲 やけど 顔面のひどい外傷 腹を蹴る 被害児が乳児	乳幼児の夜間放置 乳児の風間放置 長期外出禁止 ライフライン停止 食事が満足にできない		
	性的	中度	半年以内に2回以上のあざや傷(新旧の傷) 顔面のあざ ける	生活環境不良で改善なし 放置 厳しい叱責・脅し 登校禁止 保護者の自殺企図・自傷 たびたびのDV		
養育権・特定証書	軽度	傷が残らない程度の暴力 単発の小さくわずかなケガ	健康問題が起きない程度のネグレクト 軽いDV 過度あるいは偏ったしつけ 無視 兄弟間で差別			
子の年齢	危険	虐待はないが、発生する可能性が高い		ネグレクトの型	栄養・情緒・身体ケア・安全(監督)・教育・医学	
養育権・特定証書						
家族構成	きょうだい虐待(有 無 不明)	エコマップ(家族とつながる支援状況)		日付 傷の位置		
*は保護との関連の 高い項目です		はい	やや	いいえ	不明	以下、該当項目と思われるものすべてを○で囲んで下さい。 項目にないものは記入してください。 「養育者」は、家族の中で誰かが該当すれば○。
把握	2 虐待の継続*					繰り返し・常習・子を何日も放置する
	3 関係機関からの情報					児相・医療・保健・警察・学校・幼稚園・保育所・福祉事務所・ 民生児童委員・近隣住民・施設・その他
非 変 動	4 虐待歴					入院施設歴
	5 性的虐待*					疑い・性病・妊娠
子 ど も	6 保護者の被虐待歴					被虐待歴・愛されなかった思い・厳しいしつけを受けてきた
	7 身体の状態*					低身長・体重増加不良・発育不全・(発達・身体)障害・持病・皮膚疾患
家 庭 養 育 者	8 精神の状態*					笑わない・表情が乏しい・視線が合いにくい・言葉の遅れ・睡眠リズム・抜毛・自傷
	9 日常的世話の欠如					ひどいオムツかぶれ・身体衣類の汚れ・異臭・非衛生・不潔・ 季節に合わない衣服
養 育 状 況 ・ 態 度	10 問題行動(気にな る行動)					激しい癇癪・落ち着きなし・多動・注意惹き行動・攻撃的・過尿・ 過食異食・性的行動・噛む・万引き・火遊び・夜間徘徊・家出
	11 意欲・気持ち*					家に帰りがたらない・親の前で萎縮・親が来ても無表情・親の口止めに応じる
サ ポ ー ト	12 家族問題					夫婦不和・夫婦間暴力・別居・家出・未婚・離婚・内縁・家族構成の変化
	13 経済問題					借金多い・生活苦・失業・転職・計画性欠如
サ ポ ー ト	14 生活環境					劣悪な居住環境・安全確保への配慮なし・事故防止不足
	15 子を守る人なし*					日常的に子を危険から守る人がいない・危険な時子の逃げ場がない
サ ポ ー ト	16 精神的状态					鬱的精神症状・通院ができていない・服薬ができていない・疑いはあるが通院歴なし
	17 性格的問題					衝動的・未熟・攻撃的・偏り・共感生欠如・人との関わり嫌い・ 被害的・その場逃れ・嘘が多い
サ ポ ー ト	18 アルコール・薬物*					アルコールの匂い・視線がうつろ・会話しにくい・疑い・依存症
	19 家事・育児能力*					送迎ができない・障害のため能力低下
サ ポ ー ト	20 子への感情・態度					子ども嫌い・出産の後悔・可愛がったり突き放したり・疎ましい・ 子をけなす・ほめない・子どもに対する虐待事実の口止め、飛び込み出産
	21 虐待自覚なし*					問題意識なし・体罰容認・独主張・虐待の隠蔽・虐待者をかばう
サ ポ ー ト	21-1 ネグレクト					ケア状況の怠慢・長時間の放置・食事や医療を与えない・夜間放置
	21-2 養育意欲					意欲なし・改善意欲なし
サ ポ ー ト	22 養育知識					若年親・知識不足・不適切・期待過剰
	23 社会的サポート*					孤立的・親族の対立・親族過干渉・保育なし・転居
サ ポ ー ト	24 協力態度なし					機関介入拒否・接触困難
	25 援助効果なし					調整改善が期待できない
現在の子ども、家族や保護者の様子など(要旨)		子ども・保護者・家族の力(プラス面)		担当機関	当面の役割分担(何を、いつまでに)	
当面の課題(改善すべき問題点と優先度)		子ども・保護者の意見				
個別ケース検討会議開催		①しばらく様子を見る		②必要	1週間以内 2か月以内 ( )	
開催時期	新規招集機関		緊急時	連絡先	対応機関と方法	

過去活用	活用中	未活用
	サービスとして使うことが期待される 地域の社会資源や人材 すでに活用中のものは左に○ 利用が望ましいものは右に○	
	子の医学治療	
	子の心理治療・発達(療育)相談	
	保育所・幼稚園・通園施設など	
	ショートステイ・保育所・一時保育	
	施設入所	
	学校による指導(生活・登校など)	
	児童保育	
	生活保護・現物給付(ミルク・食料・)	
	諸手当・年金・貸付等・就学援助	
	住宅・就労支援	
	ライフライン確保(電気・ガス・水道・医療保険)	
	親の医学治療	
	親の心理治療・カウンセリング	
	家事育児支援(ファミサポ・ヘルパー・ 登校園支援・その他)	
	グループケア・親教育	
	家庭訪問 担当機関( )	
	来所相談 担当機関( )	
	その他(法律・DV・家族計画・)	
	家族・親族の協力	
	諸手続きの付添支援	
	地域の見守り(児童委員・NPO・)	